

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 28 日から 38 年 4 月 30 日まで
② 昭和 38 年 5 月 15 日から同年 8 月 13 日まで
③ 昭和 42 年 10 月 26 日から同年 12 月 31 日まで

私は、日本年金機構から脱退手当金の確認はがきを受け取ったところ、脱退手当金が支給された以前に厚生年金保険に加入していた5事業所のうち、申立期間に係る3事業所については、脱退手当金の支給記録があると記載されていたが、脱退手当金を受け取った覚えは無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③に係る株式会社Aは、既に廃業しており、脱退手当金の受給申請に係る事業主の関与状況は確認できないものの、当時、同社で社会保険関係事務を担当していた者は、「脱退手当金の受給について会社の関与は無く、退職者自身が手続をしていた。」と供述しており、同社を退職した後に脱退手当金を受給していた他の同僚も、「自分で脱退手当金の受給手続を行った。」と供述していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間②及び③の間の厚生年金保険被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人がこれを失念するとは考え難い上、未請求とな

っている被保険者期間は、申立期間である3回の被保険者期間とは同一記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立期間の脱退手当金は、昭和43年5月28日に支給決定されたこととなっているが、申立人がその直後の同年6月10日から国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していることを踏まえると、当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 28 日から 37 年 9 月 2 日まで

以前、年金の手続で社会保険事務所（当時）に行った時、A株式会社の厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金が支給されていると言われた。同社を退職した際に、給与なのか退職金なのかわからないが、いくらかの金額を受け取った覚えがあったので、それが脱退手当金かと思っていたが、日本年金機構からの脱退手当金の確認はがきを見ると、退職から約2年後に脱退手当金が支給されたと記載されていたが、そのような時期に手続をした覚えは無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年11か月後の昭和39年7月31日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、支給決定日以前の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間から支給決定日の間の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、支給日直近の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しており、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和63年10月11日、資格喪失日に係る記録を平成元年2月9日とし、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和2年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月11日から平成元年2月9日まで

私は、申立期間においてA株式会社が所有するB丸に機関長として乗り込んでいたが、船員保険の被保険者期間として記録されていない。

A株式会社が所有するB丸は、C国から養殖えびを輸入するため、申立期間においてD県からC国までの航路を一往復した。

私が所持する船員手帳には雇入記録が記載されている上、B丸と一緒に乗船していた同僚には船員保険の被保険者記録が有るので、申立期間について、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所有する船員手帳の記録から判断すると、申立人は、申立期間においてA株式会社が所有するB丸に機関長として雇入れされていたことが認められる。

また、A株式会社の事業主及び同社で経理事務を担当していた事業主の妻は、「申立船舶の乗組員に係る船員保険の加入の取扱いについて資料は無く不明であるが、当社は、船員保険には乗組員全員を加入させていたと思う。」と回答している上、同社に係る船員保険被保険者名簿から、同社において申立期間当時の船員保険の被保険者記録が確認でき、同社が所有する別の船舶に乗り込んでいたとする複数の同僚は、「A株式会社では、船員保険には乗船と同時に乗組員全員が加入していた。」と供述しているほか、その

うち一人の同僚は、「A株式会社の事業主は、船員のけがや病気を気にかけてくれていたので、船員保険に加入しないまま乗組員を乗船させることは考え難い。」と供述している。

さらに、申立人が申立船舶と一緒に乗り込んでいたとする同僚については、A株式会社の事業主も、当該同僚が申立船舶に乗り込んでいたことを記憶しているところ、前述の被保険者名簿において、申立期間当時、当該同僚に係る船員保険の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和 63 年 10 月のA株式会社に係る船員保険被保険者名簿の同僚の記録から、24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A株式会社に係る船員保険被保険者名簿において被保険者記号番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考え難い上、申立人に係る被保険者資格の取得届及び喪失届のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 63 年 10 月から平成元年 1 月までの期間に係る船員保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

山口国民年金 事案 670

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 37 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 3 月

私は、転職に伴い、平成 11 年 3 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年 4 月 1 日に同被保険者資格を再度取得したが、その間については、元妻が国民年金の加入手続を行った上、国民年金保険料を納付してくれたはずだ。

私が所持する年金手帳には、申立期間は国民年金の被保険者期間と記載されており、未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、元妻が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したはずだと申し立てているが、申立人は、平成 11 年 3 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、それに伴って、元妻は国民年金第 3 号被保険者から第 1 号被保険者へ種別変更手続を行う必要があるところ、オンライン記録によると、当該種別変更処理は同年 4 月 21 日に社会保険事務所（当時）で行われていることが確認できることから判断すると、元妻は、同年 4 月頃、自身の国民年金被保険者種別変更手続と併せて、申立人の申立期間における国民年金の加入手続を行ったものと考えられる。

しかし、元妻は、「申立人の国民年金の加入手続は私が行ったが、申立期間の国民年金保険料は納付しなかった。申立期間の国民年金保険料を納付しないことは申立人にも相談したはずだ。私の申立期間における国民年金保険料も納付していない。」と供述している。

また、申立人は、申立期間における国民年金の加入記録が年金手帳に記載されていることから、申立期間の国民年金保険料は納付されたはずだと主張

しているが、年金手帳に記載される国民年金の加入記録は、国民年金被保険者資格の取得日及び喪失日など加入期間に係る記録であり、国民年金保険料の納付に係る記録ではない。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられる。

加えて、申立人の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山口国民年金 事案 671

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 8 月から 44 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 11 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月から 44 年 7 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料について、昭和 49 年 3 月に社会保険事務所（当時）から特例納付の案内はがきが届いたので、妻と一緒に特例納付した。

申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 3 月に特例納付の案内はがきを受け取った後、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の資格取得日の記録から、48 年 1 月頃 A 町で払い出され、国民年金被保険者名簿から、申立人は、44 年 8 月 22 日に遡って国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない上、申立人に申立期間の国民年金保険料を納付することができる別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料と一緒に納付したとする申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、申立人と連番で昭和 48 年 1 月頃払い出され、国民年金被保険者名簿等から、申立人の妻についても、44 年 8 月 22 日に遡って国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間と記録されている。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「昭和 49 年 3 月に社会保険事務所から届いた特例納付の案内はがきに『44. 8 ~ 47. 3 = 32 ヶ月、 $32 \times 900 = 2$ 万 8,800 円』とメモ書きがあり、申立期間の国民年金保険料

を特例納付したはずだ。」と主張しているところ、国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳において、申立人及びその妻は、申立期間の直後の期間である 44 年 8 月から 47 年 3 月までの 32 か月分の国民年金保険料を 50 年 3 月 7 日に特例納付（2 万 8,800 円）していることが確認でき、当該メモ書きの内容と一致していることが確認できる上、申立人の妻は、「特例納付したのは、案内はがきにメモ書きしてある金額のみだ。」と供述している。

加えて、申立人の申立期間における国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の申立期間における国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山口厚生年金 事案 1017 (事案 438 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 2 月 1 日から同年 3 月 14 日まで
② 昭和 48 年 3 月 14 日から 49 年 10 月 1 日まで

申立期間①について、私は、株式会社Aが記念事業として工場を設立するというので、私の友人と二人で有限会社Bに入社し、昭和 48 年 1 月中旬からC県へ研修に行き、従業員採用の立会いを行うなど、新規事業の立ち上げ準備業務に従事し、その期間も社員として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいとして年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、記録の訂正は認められなかった。

今回、新たな資料は無いが、申立期間①について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいので再度申立てを行う。

また、申立期間②について、入社時の初任給の条件が 10 万円であったことをはっきり覚えており、入社当初の標準報酬月額が 7 万 6,000 円と記録されていることに納得できない。その後も標準報酬月額が低く記録されているので、実際に支給された給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、申立人に係る雇用保険の被保険者記録によると、昭和 48 年 1 月 26 日に有限会社Bにおいて被保険者資格を取得していることが確認できるものの、i) 株式会社Aから有限会社Bに出向したとする者は、「申立人のことは記憶しているが、申立期間①は研修期間であったと思う。」と供述していること、ii) 有限会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同社が厚生年金保険の適用事

業所となったのは、同年3月14日であり、申立期間①において厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できないこと、iii) 前述の被保険者原票によると、申立人が一緒に入社したとしている申立人の友人は、申立人と同様に同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している上、オンライン記録によると、申立期間①当時は国民年金に加入していることが確認できることなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年8月5日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、上記の通知に納得できないとして再申立てを行っているが、申立人から年金記録の訂正につながる新たな資料及び事情が得られず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人の有限会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載に不自然な形跡は無く、当該被保険者原票に記載されている標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額とも一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

また、前述の被保険者原票によると、申立人と同様に有限会社Bが厚生年金保険の適用事業所となった昭和48年3月14日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した男性の被保険者は、申立人を含めて3人であるが、申立人及び当該同僚二人の標準報酬月額を検証しても申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

さらに、申立人は、給与明細書等の関連資料を所持しておらず、有限会社Bは既に廃業しており、申立人と一緒に入社したとする申立人の友人は既に死亡し、もう一人の男性の同僚も当時の給与明細書等を所持していないことから、申立人に係る申立期間②当時の給与支給額及び控除されていた厚生年金保険料額を確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 16 年 10 月頃から 18 年 1 月頃まで

私は、昭和 16 年 10 月頃から A 氏が所有していた漁船の第一 B 丸及び第二 B 丸（2 隻で操業）に給仕として乗り組み、翌年は甲板員として乗り組んだ。17 年暮れに同漁船 2 隻のうち、私が乗り組んでいた第一 B 丸が陸軍に船員も含めて徴用され、南方で物資の輸送業務に従事したが、洋上で敵の攻撃を受けて船舶は使用不能となり日本軍の本部がある C 地に 18 年 1 月頃に帰還した後、同年 2 月 8 日から終戦までの期間は陸軍の船舶に乗り組んでいた。

船員手帳も紛失してしまい証明するものは無いが、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和 30 年頃の漁船原簿謄本の記載から判断すると、B 丸を建造したと推認される D 造船所に照会したところ、同造船所の会長は、「戦前に、総トン数約 50 トンの漁船である B 丸 2 隻を D 造船所で建造し、A 氏が購入した。2 隻のうち 1 隻は、その後、徴用船になったことを覚えている。」と供述していることから判断すると、申立期間において A 氏が所有していた第一 B 丸及び第二 B 丸が操業し、うち 1 隻は徴用船になったことがうかがえる。

しかし、申立人は、船員手帳を所持しておらず、船舶所有者である A 氏及び申立人が一緒に第一 B 丸に乗り組んでいたとする船長、同僚等は既に死亡又は連絡先が不明のため、供述を得ることができず、申立人が申立期間において、第一 B 丸に乗り組んでいたことを確認することができない。

また、船舶所有者名簿によると、B 丸を所有していた A 氏が船員保険の適用事業所になったのは、昭和 27 年 9 月 1 日であることから、申立期間当時、

A氏は船員保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人が記憶している同僚3人についても申立期間当時の船員保険の被保険者記録は確認できない上、申立人に係る船員保険被保険者台帳（旧台帳）も見当たらない。

加えて、申立人に係る軍歴をみると、昭和18年2月8日から20年8月20日までの期間は、陸軍の甲船員（陸軍から給与を受けているが船員保険の加入対象外の船員）であった記録は確認できるものの、申立期間に係る船員保険の対象となる記録は確認できない。

また、申立人は、申立期間における船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。